

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第7回）

日時：令和3年12月17日（金）午後1時30分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

- (1) 国立印刷局王子工場整備事業【2回目】
- (2) (仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）【2回目】
- (3) (仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）【2回目】
- (4) (仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）【2回目】

2 その他

【審議資料】

- 資料1 「国立印刷局王子工場整備事業」第1回部会審議質疑応答
- 資料2 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」第1回部会審議
質疑応答
- 資料3 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」第1回部会審議
質疑応答
- 資料4 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）」第1回部会審議
質疑応答

<出席者>

審議会会長 柳委員

第二部会長 宮越委員

池邊委員

池本委員

日下委員

廣江委員

水本委員

宗方委員

保高委員

渡邊委員

(10名)

木村政策調整担当部長

宮田アセスメント担当課長

下間アセスメント担当課長

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案 第1回部
会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	<p>建設工事について、計画地は、隣接する中高層建物があまりに多いので、地上1.2mの評価から十分な対策が行われていると言い切れない。3mの仮囲いを超える音が最大でどれくらいあるかを予測していただきたい。</p>	<p>次回の審議会にて報告する。</p> <p>【回答補足】 地上1.2mでの予測と同様に、建設機械は全て同時稼働し、解体建物外周の防音パネル等を考慮しない設定で予測した地上3mでの最大値は、1期解体工事76dB、1期建設工事(外構工事)81dB、2期解体工事88dBです。参考として環境確保条例の勧告基準(建設工事中80dB、解体工事中85dB)と比較すると、条件によっては基準を上回る時期があると予測します。</p> <p>予測条件を変更した場合、1期建設工事(外構工事)について、稼働予定の建設機械7台のうち同時稼働を5台とした場合、80dBとなります。2期解体工事で、最大値出現地点に近接する解体建物外周の防音パネルを考慮した場合、84dBとなります。</p> <p>この結果を認識し、実際の工事では、大きな音を発生させないように丁寧な作業に努めるとともに、評価書案で環境保全のための措置として記載したとおり、解体建物の外周には防音パネル等を設置し、建設機械が集中稼働しないよう計画的かつ効率的な工事工程を検討するとともに、作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないよう、同時稼働させる建設機械の調整等を検討して参ります。また、近隣の皆様にご理解いただけるよう、騒音の発生しやすい時期には事前に周知を図るとともに、相談受付窓口を明確にし、誠意をもって真摯に対応するよう努めて参ります。</p>	11/24 次回部 会にて 回答
		<p>常にどのような音の影響があるかということを理解しつつ、住民の意見や苦情、コメントに対して真摯に対応していただきたい。</p>		

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
土壌汚染 ・ 地盤 ・ 水循環	1	地下躯体の一部残置の目的について、審議会総会での地下躯体解体による騒音・振動の発生抑制という回答のほか、評価書案には、強度と止水性に優れた山留壁として利用する記載がされているが、地下構造物はおそらく建築から時間が経過していると思われるため、強度と止水性について優れているとの記載は一般論であるか、事前に調査、確認などによるものなのか知りたい。	残置する地下の躯体は加工棟の地下躯体部で強固なものとなっており、強度と止水効果は期待できるということで残している。また、解体する場合大きな振動等が起きるため、そこも含め残していく考え方になる。	11/24 部会にて回答
		残置する地下躯体に汚染拡散防止の機能を期待するのであれば、残置する場所や遮水性についてより丁寧な説明やより慎重な評価が必要となる。	残置する地下躯体による地下水汚染の拡散防止機能は期待していない。なお、汚染されている個所は地下躯体の下の部分であり、汚染拡散防止の方法については、どのようなやり方があるか検討中である。	
	2	見解書では、地下水の汚染についてモニタリングを行うとの記載があるが、評価書案では記載がない。何らかの計画があれば教えてもらいたい。	条例に基づく拡散防止計画として行うかは未定であることから、事後調査で任意調査として盛り込むことを考えている。土壌汚染状況調査が完了していない状況のため、現時点で設置個所、本数など具体的な設定は未定だが、地下水汚染の下流域に観測井戸を設けてモニタリングを行う予定である。	11/24 部会にて回答
廃棄物	1	建設汚泥と建設発生土に関して、汚染土壌の可能性から再資源化の定量的な検討はされていないが、発生量全てに対して全く検討していないのか。例えば、範囲、面積、深さ方向から、汚染物とそうではない部分とを分けて予測・評価ができるのではないか。できるのであれば予測・評価すべきと思うが、見解を聞きたい。	土壌汚染については現在調査中で、どれだけの量が汚染土になるかまだ不確定な状態であり、完全に分離した評価はまだ行われていないところである。深さ方向について全ての調査が終わっていないため、汚染土と汚染土以外で量を出すということは難しい状況である。	11/24 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		<p>汚染土と汚染土以外の量について、評価書になる時までには明らかになるか。</p> <p>それでは、事後調査などでの対応になるので、そちらのほうで分かりやすくまとめていただきたい。</p>	<p>1期工事範囲における土壌汚染調査については、3回に分けて届出する予定で、1回目は提出済みで、形質変更時要届出区域の指定が確定している。2回目及び3回目については今調査中で、結果については評価書提出時には間に合わないと思われる。</p>	11/24部会にて回答
廃棄物	2	<p>譲渡予定地の解体や地下構造物などは評価書ではどのような扱いになっているか。</p> <p>数量的にもすべて見込んでいるという理解でよいか。</p>	<p>建物の基礎まで解体して更地にし、北区に譲渡する計画である。予測には地下解体の部分も含めて予測している。</p>	11/24部会にて回答
温室効果ガス	1	<p>現状と比較した削減量が2.95%という小さい値であるが、太陽光発電を設置するという事なので、太陽光発電での利用部分と買電の割合を、計画の時点でも示していただきたい。</p> <p>例えば、再エネを中心とした供給先から買電すれば削減率の上積みができると思うが、どのように考えているのか。</p>	<p>国立印刷局としては、国の方針に伴い温室効果ガス削減を進めており、事業単体ではなく、印刷局全体での削減方針を定めている。</p> <p>削減率については、本計画が新たな事業を起こすものではなく、建物だけが新しくなるということから大幅な削減とはなっていない。また、太陽光発電については、本事業では計画していないが、既に王子工場では太陽光発電が設置されており、買電部分と太陽光発電部分の割合は出せると思う。</p> <p>【回答補足】 評価書案で示している平成29年度～平成31（令和元）年度の3か年度平均値で、太陽光発電量割合は、約0.6%（買電量約5,123千kWh/年、太陽光発電量約31千kWh/年）です。</p> <p>【回答補足】 現状で買電事業者の決定は、環境配慮契約法に基づき、国から示されている契約基準に則り点数付けをし、裾切り後の入札方式で行っております。</p>	11/24次回部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		印刷局全体として削減に努めるということであれば、全体の方針の説明と、事業単体での削減率が約2.95%にとどまっていることが正当化される理由について説明いただきたい。	<p>【回答補足】 国立印刷局は、令和2年度の温室効果ガス排出量の削減目標を24%以上削減（基準年度：平成17年度）として取り組み、目標を達成しており、今年度の目標設定は昨年度と同様の目標で取り組んでいます。</p> <p>王子工場は、環境確保条例で定められている地球温暖化対策計画書を作成し取り組み、平成27年度から令和元年度での平均削減義務率15%以上の削減を達成しています。今年度は、令和2年度から令和6年度の平均削減義務率25%以上の達成に向けて取り組んでいます。</p> <p>今後も温室効果ガス排出削減について、目標達成に向けて継続的な取り組みの実施に努めてまいります。</p> <p>【回答補足】 評価書案に示した温室効果ガス排出量の削減率は、生産量は変わらず建物だけが新しくなるという本事業の事業特性から、大幅な削減とはなっておりませんが、王子工場全体としては、上記のとおり、削減目標の達成に向けて取り組みを進めております。今後も環境負荷の低減及び温室効果ガス排出抑制のため、ISO14001 認証に基づく環境マネジメントシステムの運用を通じ、継続的な改善（PDCA）を推進し、導入可能な技術等についても検討を行ってまいります。</p>	11/24 次回部会にて回答
その他	1	建物最高高さの変更に係る経緯について、地元への説明を行いながら進められたと思うが、説明時の雰囲気などを教えていただきたい。	住民説明会において日影の高さ方向の質問もあり、質問頂いた住民の方々について個別の説明会を開催している。説明会については繰り返し開催している。	11/24 部会にて回答

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案 第1回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>3事業が似たようなスケジュールで行っていく中で、新橋の計画は入れているが、それぞれの計画は見込んでいないという整理の仕方という理解でよいか。</p> <p>その上で、単体で見たときに、大気はかなり建設機械の稼働の寄与率が高く、環境基準も超えているという結果が出ている。ほかの事業も加わってくれば、かなりインパクトとして大きくなるのかというのが想像できる。あとは、そこを通行されている方とかの人数が多いと思うので、保全対象としてはそういったところになってくる可能性もあると感じた。こういったところに重みづけをして今後対策を行っていかねばいけないのかと感じられているか、御見解をお聞かせいただきたい。</p>	<p>例えば工事用車両では、周辺の供用後の大規模開発で情報が公開されているものは見込んでいる。新橋の計画ではアセスメントが公開されているので、それを反映させている。また、北地区のⅡ期工事のときには中地区と南地区の供用が始まっているので、供用後の台数を北地区のⅡ期工事のときの工事用車両の予測に反映している。</p> <p>建設機械の大気汚染の最大着地濃度の部分を特に注意する方向で考えている。隣の街区に対しての最大着地濃度が出ている部分に関しては、ゼネコン間の調整かと思っている。歩道側に出ているところに関しては、施工者が決まった後に、最大着地濃度が出ている付近を重点的に施工者と調整することになると思っている。</p> <p>保全対象としては、例えば騒音・振動について、ホテルは夜利用者が多く、劇場は昼間利用者が多いので、利用者、滞在者も注意深く見ていかねばいけないと思っている。</p>	11/24部会にて回答
大気汚染	2	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>歩行者にとっても、大気汚染の濃度が高く寄与率も高いということであると、やはり不安を感じたりするかもしれないので、その辺は考慮してほしい。</p>	<p>歩行者を中心に大気汚染に関することを保全することについて、最大着地濃度が歩道の近くに出ているので、注意しなければいけないと考えている。</p>	11/24部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	3	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>複数の事業を行う中で、全体計画を見ていくと、まずは中地区、南地区の解体から始まって、2年遅れで北地区のⅠ期が始まる。その北地区の出来上がりの中地区、南地区の出来上がりが、スケジュール上ほぼ同じくらいの時期になる。北地区はⅠ期、Ⅱ期というふうに分けて行っているが、中地区は一体で入口も西側から1本でずっと入り続けるので、インパクトの継続性というのも考えなければいけないと思われるが、事業者の認識はどうか。</p>	<p>予測で示したとおり、中地区と南地区の工事のピークは比較的近いところにある。工事の平準化でピークをどれだけ抑えられるかが1つ。もう1つは、各建設機械なり工事用車両の運用でアイドリングストップなどを施工者に徹底させるということになっていくと思われる。事業者側のほうでも意識を持っているので、アセス図書に書かれてある保全措置についてしっかり行っていく。</p>	11/24部会にて回答
大気・騒音振動共通	1	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>連携会議の3事業者間で情報共有とか調整をするということだが、その枠組みというのはこの評価書案の中で記載されているか。</p> <p>特にこの3事業者間での連携はとても大事なので、環境保全の措置として、その役割とか、その在り方とかもきちんと説明したほうがよい。</p>	<p>連携会議という書き方ではないが、地区間で調整していくことは評価書案の大気汚染と騒音・振動のところの保全措置の中で書いている。</p> <p>さらにどのような内容をどこに書くのかということも含めて、評価書に向けて調整していく。</p>	11/24部会にて回答
騒音・振動	1	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>3地区は全てにおいて工事用車両や工事の時期がかなりの部分で重なっている。どの箇所からの音が対象になって苦情、意見が出るかというのは、分からない。</p> <p>この3事業者が連携を取って、音・振動に対する窓口を設けるということは可能か。できれば、3事業者が連携して対応しますとかという真摯な対応を取ると、苦情等も減るし、音に対する対策にもなると思うので、ぜひお願いしたい。</p>	<p>窓口を一本化するのか、それとも3つに分けるのかは、施工者が決まってみなければ分からないが、仮に3つにしたとしても、ある程度の情報連携はしていく。</p> <p>その旨は評価書案の保全措置の最後のところに、調整、連携していくと書いている。(評価書案、北地区、騒音・振動は160ページ。)</p>	11/24部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>北地区は、令和6年開始と書いているが、中地区と南地区は令和4年ということで、ほぼ同時に始まる工程になっており、かつ、工事騒音が最も大きくなる時期も、ほぼかぶさっているので、互いの音がさらに合算されるので、規制値は超えない予測にはなっているが、十分に調整していただきたい。</p>	調整していく。	11/24部会にて回答
景観	1	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>3つの開発の連携の話などがあつたが、中地区と南地区は高さも同じで、イメージ図で見るとファサードデザインもほとんど同じようなものなので、まとまったスカイラインができるというよりは、屏風みたいなものができてしまうという印象である。</p> <p>通常この手のマッシブな建物を造るときには、ファサードを単に1枚の面にするのではなくて、様々な複雑な文様のような、幾つかのスカイラインが積層しているといったデザインを工夫するなどの例も見かけるが、それぞれ景観としての調和などを考えたデザインの調整などをする予定があるのか。</p> <p>外部の方々に見せて御意見を伺うことなどはあるのか。</p>	<p>各地区間で調整会議というのがあるので、その中で、デザインの詳細、例えばファサードデザイン、それ以外の細かい低層部のデザインとか外構デザインについて各地区の事業者間、設計者も含めて調整していく。</p> <p>この案件は東京都の景観条例の対象案件になっているので、条例の手續に乗った中で調整が図られると思う。</p>	11/24部会にて回答
その他	1	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>北地区、中地区、南地区とも関係することで、日比谷公園から見ると3件の事業が一緒になって見えるだろうという都民の御意見はもともとだと思われる。事業者同士での事業計画の調整などの仕組みはあるのか。</p>	<p>本事業は、事業者も敷地も確認申請等々も異なるので、別アセスとして進めているが、この3事業者が連携しながら調整していくという会議体はある。アセスだけではなく、建築や都市計画も話し合う会議体なので、1地区だけではなくなかなか対応ができないようなところも、3地区連携して、アセスも調整していくものと考えている。</p>	11/24部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他	2	<p>工事車両の関係で、中地区、南地区に比べて右折車両が多いように感じるが、こういう形で行わざるを得ないということか。</p>	<p>現時点ではそういった計画になる。右折に関しては、歩行者と交錯する部分は交通整理員を常時つけて安全性の確保はしていくが、今後、施工者が具体的に決まって、工事ルート、車両の走行経路等が変わって、予測台数が大きく変われば、変更届で対応していく。</p>	<p>11/24部会にて回答</p>

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案 第1回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>3事業が似たようなスケジュールで行っていく中で、新橋の計画は入れているが、それぞれの計画は見込んでいないという整理の仕方という理解でよいか。</p> <p>その上で、単体で見たときに、大気はかなり建設機械の稼働の寄与率が高く、環境基準も超えているという結果が出ている。ほかの事業も加わってくれば、かなりインパクトとして大きくなるのかというのが想像できる。あとは、そこを通行されている方とかの人数が多いと思うので、保全対象としてはそういったところになってくる可能性もあると感じた。こういったところに重みづけをして今後対策を行っていかねばいけないのかと感じられているか、御見解をお聞かせいただきたい。</p>	<p>例えば工事用車両では、周辺の供用後の大規模開発で情報が公開されているものは見込んでいる。新橋の計画ではアセスメントが公開されているので、それを反映させている。また、北地区のⅡ期工事のときには中地区と南地区の供用が始まっているので、供用後の台数を北地区のⅡ期工事のときの工事用車両の予測に反映している。</p> <p>建設機械の大気汚染の最大着地濃度の部分を特に注意する方向で考えている。隣の街区に対しての最大着地濃度が出ている部分に関しては、ゼネコン間の調整かと思っている。歩道側に出ているところに関しては、施工者が決まった後に、最大着地濃度が出ている付近を重点的に施工者と調整することになると思っている。</p> <p>保全対象としては、例えば騒音・振動について、ホテルは夜利用者が多く、劇場は昼間利用者が多いので、利用者、滞在者も注意深く見ていかねばいけないと思っている。</p>	11/24部会にて回答
大気汚染	2	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>歩行者にとっても、大気汚染の濃度が高く寄与率も高いということであると、やはり不安を感じたりするかもしれないので、その辺は考慮してほしい。</p>	<p>歩行者を中心に大気汚染に関することを保全することについて、最大着地濃度が歩道の近くに出ているので、注意しなければいけないと考えている。</p>	11/24部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	3	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>複数の事業を行う中で、全体計画を見ていくと、まずは中地区、南地区の解体から始まって、2年遅れで北地区のⅠ期が始まる。その北地区の出来上がりの中地区、南地区の出来上がりが、スケジュール上ほぼ同じくらいの時期になる。北地区はⅠ期、Ⅱ期というふうに分けて行っているが、中地区は一体で入口も西側から1本でずっと入り続けるので、インパクトの継続性というのも考えなければいけないと思われるが、事業者の認識はどうか。</p>	<p>予測で示したとおり、中地区と南地区の工事のピークは比較的近いところにある。工事の平準化でピークをどれだけ抑えられるかが1つ。もう1つは、各建設機械なり工事用車両の運用でアイドリングストップなどを施工者に徹底させるということになっていくと思われる。事業者側のほうでも意識を持っているので、アセス図書に書かれてある保全措置についてしっかり行っていく。</p>	11/24部会にて回答
大気・騒音振動共通	1	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>連携会議の3事業者間で情報共有とか調整をするということだが、その枠組みというのはこの評価書案の中で記載されているか。</p> <p>特にこの3事業者間での連携はとても大事なので、環境保全の措置として、その役割とか、その在り方とかもきちんと説明したほうがよい。</p>	<p>連携会議という書き方ではないが、地区間で調整していくことは評価書案の大気汚染と騒音・振動のところの保全措置の中で書いている。</p> <p>さらにどのような内容をどこに書くのかということも含めて、評価書に向けて調整していく。</p>	11/24部会にて回答
騒音・振動	1	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>3地区は全てにおいて工事用車両や工事の時期がかなりの部分で重なっている。どの箇所からの音が対象になって苦情、意見が出るかというのは、分からない。</p> <p>この3事業者が連携を取って、音・振動に対する窓口を設けるということは可能か。できれば、3事業者が連携して対応しますとかという真摯な対応を取ると、苦情等も減るし、音に対する対策にもなると思うので、ぜひお願いしたい。</p>	<p>窓口を一本化するのか、それとも3つに分けるのかは、施工者が決まってみなければ分からないが、仮に3つにしたとしても、ある程度の情報連携はしていく。</p> <p>その旨は評価書案の保全措置の最後のところに、調整、連携していくと書いている。(評価書案、北地区、騒音・振動は160ページ。)</p>	11/24部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>北地区は、令和6年開始と書いているが、中地区と南地区は令和4年ということで、ほぼ同時に始まる工程になっており、かつ、工事騒音が最も大きくなる時期も、ほぼかぶさっているので、互いの音がさらに合算されるので、規制値は超えない予測にはなっているが、十分に調整していただきたい。</p>	調整していく。	11/24部会にて回答
景観	1	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>3つの開発の連携の話などがあつたが、中地区と南地区は高さも同じで、イメージ図で見るとファサードデザインもほとんど同じようなものなので、まとまったスカイラインができるというよりは、屏風みたいなものができてしまうという印象である。</p> <p>通常この手のマッシブな建物を造るときには、ファサードを単に1枚の面にするのではなくて、様々な複雑な文様のような、幾つかのスカイラインが積層しているといったデザインを工夫するなどの例も見かけるが、それぞれ景観としての調和などを考えたデザインの調整などをする予定があるのか。</p> <p>外部の方々に見せて御意見を伺うことなどはあるのか。</p>	<p>各地区間で調整会議というのがあるので、その中で、デザインの詳細、例えばファサードデザイン、それ以外の細かい低層部のデザインとか外構デザインについて各地区の事業者間、設計者も含めて調整していく。</p> <p>この案件は東京都の景観条例の対象案件になっているので、条例の手續に乗った中で調整が図られると思う。</p>	11/24部会にて回答
その他	1	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>北地区、中地区、南地区とも関係することで、制度上こういうものだということは理解しているが、日比谷公園から見ると3件の事業が一緒になって見えるだろうという都民の御意見はもっともだと思われる。事業者同士の事業計画の調整などの仕組みはあるのか。</p>	この事業は、事業者も敷地も確認申請等々も異なるので、別アセスということで進めさせていただいているが、この3事業者が連携しながら調整していくという会議体はある。アセスだけではなく、建築や都市計画も話し合う会議体なので、1地区だけではなかなか対応ができないようなところも、3地区連携して、アセスも調整していくものと考えている。	11/24部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他	2	<p>熱源計画について、北地区は中地区と連動して熱源施設を造る、南地区は南地区だけで熱源施設を造るという、そういった理解でよいか。</p> <p>都市ガスを熱源とする場合には東京都の条例でやっているエネルギーの有効利用計画制度を使い、地域指定をして、地域エネルギーのマネジメントシステムを導入するといった理解でよいか。</p>	<p>中地区で DHC の熱源を造り、南と北に提供するという形を予定している。エネルギーの有効利用計画制度などについては基本的にはそのように考えてもらって良い。</p>	11/24 部会にて回答

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案 第1回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>3事業が似たようなスケジュールで行っていく中で、新橋の計画は入れているが、それぞれの計画は見込んでいないという整理の仕方という理解でよいか。</p> <p>その上で、単体で見たときに、大気はかなり建設機械の稼働の寄与率が高く、環境基準も超えているという結果が出ている。ほかの事業も加わってくれば、かなりインパクトとして大きくなるのかというのが想像できる。あとは、そこを通行されている方とかの人数が多いと思うので、保全対象としてはそういったところになってくる可能性もあると感じた。こういったところに重みづけをして今後対策を行っていかねばいけないのかと感じられているか、御見解をお聞かせいただきたい。</p>	<p>例えば工事用車両では、周辺の供用後の大規模開発で情報が公開されているものは見込んでいる。新橋の計画ではアセスメントが公開されているので、それを反映させている。また、北地区のⅡ期工事のときには中地区と南地区の供用が始まっているので、供用後の台数を北地区のⅡ期工事のときの工事用車両の予測に反映している。</p> <p>建設機械の大気汚染の最大着地濃度の部分を特に注意する方向で考えている。隣の街区に対しての最大着地濃度が出ている部分に関しては、ゼネコン間の調整かと思っている。歩道側に出ているところに関しては、施工者が決まった後に、最大着地濃度が出ている付近を重点的に施工者と調整することになると思っている。</p> <p>保全対象としては、例えば騒音・振動について、ホテルは夜利用者が多く、劇場は昼間利用者が多いので、利用者、滞在者も注意深く見ていかねばいけないと思っている。</p>	11/24部会にて回答
大気汚染	2	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>歩行者にとっても、大気汚染の濃度が高く寄与率も高いということであると、やはり不安を感じたりするかもしれないので、その辺は考慮してほしい。</p>	<p>歩行者を中心に大気汚染に関することを保全することについて、最大着地濃度が歩道の近くに出ているので、注意しなければいけないと考えている。</p>	11/24部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	3	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>複数の事業を行う中で、全体計画を見ていくと、まずは中地区、南地区の解体から始まって、2年遅れで北地区のⅠ期が始まる。その北地区の出来上がりの中地区、南地区の出来上がりが、スケジュール上ほぼ同じくらいの時期になる。北地区はⅠ期、Ⅱ期というふうに分けて行っているが、中地区は一体で入口も西側から1本でずっと入り続けるので、インパクトの継続性というのも考えなければいけないと思われるが、事業者の認識はどうか。</p>	<p>予測で示したとおり、中地区と南地区の工事のピークは比較的近いところにある。工事の平準化でピークをどれだけ抑えられるかが1つ。もう1つは、各建設機械なり工事用車両の運用でアイドリングストップなどを施工者に徹底させるということになっていくと思われる。事業者側のほうでも意識を持っているので、アセス図書に書かれてある保全措置についてしっかり行っていく。</p>	11/24部会にて回答
大気・騒音振動共通	1	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>連携会議の3事業者間で情報共有とか調整をするということだが、その枠組みというのはこの評価書案の中で記載されているか。</p> <p>特にこの3事業者間での連携はとても大事なので、環境保全の措置として、その役割とか、その在り方とかもきちんと説明したほうがよい。</p>	<p>連携会議という書き方ではないが、地区間で調整していくことは評価書案の大気汚染と騒音・振動のところの保全措置の中で書いている。</p> <p>さらにどのような内容をどこに書くのかということも含めて、評価書に向けて調整していく。</p>	11/24部会にて回答
騒音・振動	1	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>3地区は全てにおいて工事用車両や工事の時期がかなりの部分で重なっている。どの箇所からの音が対象になって苦情、意見が出るかというのは、分からない。</p> <p>この3事業者が連携を取って、音・振動に対する窓口を設けるということは可能か。できれば、3事業者が連携して対応しますとかという真摯な対応を取ると、苦情等も減るし、音に対する対策にもなると思うので、ぜひお願いしたい。</p>	<p>窓口を一本化するのか、それとも3つに分けるのかは、施工者が決まってみなければ分からないが、仮に3つにしたとしても、ある程度の情報連携はしていく。</p> <p>その旨は評価書案の保全措置の最後のところに、調整、連携していくと書いている。(評価書案、北地区、騒音・振動は160ページ。)</p>	11/24部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>北地区は、令和6年開始と書いているが、中地区と南地区は令和4年ということで、ほぼ同時に始まる工程になっており、かつ、工事騒音が最も大きくなる時期も、ほぼかぶさっているので、互いの音がさらに合算されるので、規制値は超えない予測にはなっているが、十分に調整していただきたい。</p>	調整していく。	11/24部会にて回答
景観	1	<p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>3つの開発の連携の話などがあつたが、中地区と南地区は高さも同じで、イメージ図で見るとファサードデザインもほとんど同じようなものなので、まとまったスカイラインができるというよりは、屏風みたいなものができてしまうという印象である。</p> <p>通常この手のマッシブな建物を造るときには、ファサードを単に1枚の面にするのではなくて、様々な複雑な文様のような、幾つかのスカイラインが積層しているといったデザインを工夫するなどの例も見かけるが、それぞれ景観としての調和などを考えたデザインの調整などをする予定があるのか。</p> <p>外部の方々に見せて御意見を伺うことなどはあるのか。</p>	<p>各地区間で調整会議というのがあるので、その中で、デザインの詳細、例えばファサードデザイン、それ以外の細かい低層部のデザインとか外構デザインについて各地区の事業者間、設計者も含めて調整していく。</p> <p>この案件は東京都の景観条例の対象案件になっているので、条例の手續に乗った中で調整が図られると思う。</p>	11/24部会にて回答
その他	1	<p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>北地区、中地区、南地区とも関係することで、日比谷公園から見ると3件の事業が一緒になって見えるだろうという都民の御意見はもともとだと思われる。事業者同士での事業計画の調整などの仕組みはあるのか。</p>	<p>本事業は、事業者も敷地も確認申請等々も異なるので、別アセスとして進めているが、この3事業者が連携しながら調整していくという会議体はある。アセスだけではなく、建築や都市計画も話し合う会議体なので、1地区だけではなくなかなか対応ができないようなところも、3地区連携して、アセスも調整していくものと考えている。</p>	11/24部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他	2	南地区の熱源計画で施設の稼働に伴って二酸化窒素の大気中の濃度の予測方式が資料編 79 ページに書かれているが、これは何の熱源施設の予測式なのかが分からない。北地区も、資料編を見ると、同じように中地区の予測方式そのままが載っているがなぜか。	DHC の熱源施設については、中地区のみの整備ということが正しい。南地区のほうでも地域冷暖房についての記述があるが、これは中地区のほうから供給を受けるということで、この地区で地域冷暖房を行っていきますということだが、この書き方だと誤解を受けるので、しっかり分かるように修正したい。	11/24 部会にて回答
その他	3	南地区に関しては、内幸町駅と接続するような記載がある。実際、どのような形で接続されるのか御説明いただきたい。	接続する計画はあるが、詳細についてはこれからの検討なので、この評価書案で示させていただいている断面図ぐらいの精度しかない。完成した後は、事後調査報告書として提出する。	11/24 部会にて回答
その他	4	「計画建築物の概要」として北地区、中地区と同様な記載の表がある、南地区だけが 43 階になっており、北地区、中地区は 46 階になっていて、最高高さはそれぞれ一緒に、230m となっている。この違いについて、説明いただきたい。	中地区と北地区は、230m で高さは同じなのだが、別計画のため階高とかいろいろなものが違っている。そのため南地区は少し階数が多い計画になっている。	11/24 部会にて回答